○農林水産省告示第二千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び北竜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道足寄郡陸別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十五号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録の区分	国内登録検査機関
乳幼児用ベッド	一般財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号
ライター	一般財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号

（参考）

一般財団法人日本文化用品安全試験所の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号）

(2)　大阪事業所（大阪府東大阪市水走三丁目六番十四号）

○国土交通省告示第千四百六十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十四年十二月七日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

株式会社おんが自動車学校

2　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第二項の規定による講習

1　名称

株式会社おんが自動車学校

2　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項第一号の規定による講習

1　名称

株式会社おんが自動車学校

2　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

株式会社おんが自動車学校

2　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第千四百六十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十四年十二月七日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

株式会社おんが自動車学校

2　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社おんが自動車学校

2　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀八十一番地の五